

契約書

1 名 称	金沢市民野球場広告掲載事業
2 契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで (契約書は年度ごとに締結)
3 広告掲載期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(36か月)
4 広告掲載料	¥ ー (うち消費税及び地方消費税相当額 ¥ ー) ※広告期間中の総額¥ ー
5 契約保証金	免除(金沢市契約規則第32条第4号)

上記、金沢市民野球場(以下「野球場」という。)における広告掲載について、金沢市(以下「発注者」という。)と_____ (以下「受注者」という。)は、次の条項によって契約を締結するものとする。

(目的)

第1条 発注者は、野球場に受注者が提出する企業広告の場所を提供し、受注者はその対価として、発注者に広告掲載料を支払うものとする。

(仕様)

第2条 広告の掲載については、別紙の仕様書のほか金沢市広告掲載要綱(平成24年4月20日決裁)及び金沢市広告掲載基準(平成24年4月20日決裁)(以下「要綱等」という。)に定めるところによる。

(広告掲載料の納付)

第3条 受注者は、広告掲載料を発注者の発行する納入通知書により、発注者の指定する日までに納めなければならない。

(違約金)

第4条 受注者が指定の期日までに広告掲載料を納付しないときは、受注者は、発注者に納付期限の翌日から納付を完了したまでの日数に応じ、1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額の違約金を支払わなければならない。

(変更の指示)

第5条 発注者は、受注者が提出した広告掲載案が、要綱等に照らして適当でないと認めるときは、受注者に対しその変更を求めるものとし、受注者はこれに従わなければならぬ。

(広告の変更)

第6条 受注者は、掲載中の広告の内容を大幅に変更するときは、事前に変更内容を発注者に提出し、その承認を得なければならない。

2 発注者は前項の内容が要綱等に照らして適当でないと認めたときは、受注者に変更を

求めるものとし、受注者は、これに従わなければならない。

(広告の掲載)

第7条 受注者は、別紙仕様書に基づき、発注者の定める日までに広告原稿を提出するものとし、事前に承諾を得るものとする。発注者が承諾しない場合は、広告掲載はできないものとする。

2 広告は、受注者が作成し、掲出にかかる費用を負担するものとする。

(契約の解除)

第8条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の催告を経ることなく広告掲載を一時停止し、又は契約を解除することができる。

- (1) 受注者が指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。
- (2) 受注者が第5条又は第6条第2項の規定に反するとき。
- (3) 受注者が指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (4) 受注者が発注者の信頼を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (5) 受注者が社会的信用を著しく失墜するような行為をしたとき。
- (6) 受注者の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (7) 発注者の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。
- (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - ク 受注者が金沢市契約規則(平成15年規則第1号)第43条の2第1項第7号から第10号までに規定する談合その他不正行為のいずれかに該当したとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、発注者に対してその損害の賠償を求めるることはできない。
- (契約が解除された場合の違約金)
- 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 発注者は、第1項の規定により違約金を徴収する場合において、受注者が契約保証金の納付又はこれに代わる担保を提供しているときは、当該契約保証金又は担保をもって当該違約金に充当することができる。ただし、当該担保が金沢市契約規則第31条において読み替えて準用する同規則第5条第1項第6号に掲げるものである場合にあっては、前条第8号の規定により契約が解除された場合を除く。
- (広告掲載料の返還)
- 第10条 発注者は徴収した広告掲載料は還付しないものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由がなく、発注者が広告掲載をしなかった期間が1日を超えるとき、又はその他特別の事由があると発注者が認めるときは、この限りでない。
- 2 次の各号に掲げる事由により、発注者が野球場の運営を一時停止をした場合は、前項ただし書きの規定は適用しない。
- (1) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
 - (2) その他公益上やむを得ない場合
- 3 第1項ただし書の場合に返還する金額は、広告を終日掲載しなかった日数と広告掲載期間の日数に応じて日割計算(1円未満端数切り捨て)により計算し、返還する広告掲載料には、利息を附さない。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 受注者は、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(秘密の保持)

第12条 発注者及び受注者は、この契約上知りえた相手方の秘密を漏らしてはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(著作権等の使用)

第13条 受注者は、広告の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の利益となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(損害賠償)

第14条 受注者は、広告内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害若しくは財産権の不適正な処理又は第三者に不利益を与える行為その他の不正行為若しくは不当行為を行ってはならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により、発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、広告掲載により、第三者から苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。

(規定の適用)

第15条 この契約に定めるもののほか、金沢市契約規則及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の定めるところによる。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、発注者受注者協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市
金沢市長 村山 卓

受注者